

隠岐の島町 お知らせ便

第328号（令和3年4月8日発行）
発行：隠岐の島町総務課広報広聴係

掲載記事一覧

*今回掲載の内容は、新型コロナウイルス感染症の発生状況によって変更となる場合がありますのでご了承ください。

●西郷地区春の一斉清掃の実施について

●自然観察会イベントの開催

●中央公民館の事務所移転に伴うパソコン室の利用終了について

●高齢者肺炎球菌予防接種費用助成のご案内

●大人の風しん対策のご案内

●脳検診費用助成のご案内について
「島まつり」の感染症対策について

お知らせ便別冊

●第15回隠岐の島ウルトラマラソン一般ボランティアスタッフを募集します

●令和3年度軽自動車税（種別割）

西郷地区春の一斉清掃の実施について

令和3年度の西郷地区春の一斉清掃を左記の日程により行います。

●5月16日（日）

西町・港町・城北町（日記、八田、田井）・磯地区・岬町・中条地区・有木（クラミ口、月無）

●5月23日（日）

中町・東町・登具・栄町・東郷地区・中地区

※雨天で中止となった地区は、5月30日以降の日曜日に順次実施します。（中止の場合は防災無線で放送します）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期する場合には、別途ご案内いたします。

◆問い合わせ先

役場 環境課 生活環境係

電話218565

自然観察会イベントの開催

大山隠岐国立公園隠岐管理官事務所では「西ノ島自然観察会」を開催します。

自然に詳しいガイドのお話を聞きながら西ノ島の高崎山と摩天崖を散策し、春の花や景色を楽しむイベントです！

身近にあっても意外と知らない隠岐の魅力をいっしょに再発見しましょう！

●日時

4月24日（土）

午前10時30分～午後3時30分

※荒天時5月8日に延期

※浦郷にて各自昼食。

（お弁当の予約も可）

●開催場所

西ノ島（高崎山と摩天崖）

※現地までは無料送迎あり

●集合・解散場所

午前10時5分 別府港集合

午後4時 別府港解散予定

●対象

どなたでも

※小学生以下は保護者同伴

※山道を一時間程歩きます。

●持ち物

保険証（コピー可）、参加費、歩きやすい靴、虫除けスプレー、帽子、

双眼鏡（任意）、カメラ（任意）

●参加費

24円（保険代）

※昼食が必要な方は別途昼食代

●募集人数

20名（先着順）

●申込方法

事前申込制

※問合せ先に御連絡下さい。

●申込締切

4月20日（火）まで

◆問い合わせ先

大山隠岐国立公園

隠岐管理官事務所

電話090-5692-5717

●共催

西ノ島町教育委員会

中央公民館の事務所移転に伴うパソコン室の利用終了について

中央公民館の事務所を4月から、隣のパソコン室へ移転します。

それに伴い、3月末でパソコンの利用は終了となります。詳しくは、左記までお問い合わせ下さい。

◆問い合わせ先

隠岐の島町中央公民館

電話210003

マイナポイントの申込について

●マイナポイントとは

マイナンバーカードを使って予約・申込を行い、選んだキャッシュレス決済サービス(※)でチャージやお買い物をする時、そのサービスで、ご利用金額の25%分のポイントがもらえるのが「マイナポイント」のしくみです。(一人あたり5,000円分が上限)

※QRコード決済(○○Pay)や電子マネー(交通系のICカードなど)、クレジットカードなど

●マイナポイントの対象となる

マイナンバーカードの申請期限

令和3年4月未まで

※「3月末まで」から「4月末まで」に延長されました

*カード受取後、マイナポイントを申込み、令和3年9月末までにチャージまたはお買い物をする事で、上限5,000円分のポイントを受け取ることができません。

*すでにマイナンバーカードを取得されている方も期間延長の対象となります。

◆問い合わせ先

役場 総務課 広報広聴係

電話 2-8572

* 「島まつり」の感染症対策について *

令和3年5月に開催予定の島まつり(しげさ踊りパレード・隠岐しげさ節全国大会)については、下記の感染拡大防止対策を講じたうえで開催する予定です。

島まつり実行委員会では、感染症対策の見直しを**随時**行い、**開催可否の検討を続けていきます**。現時点の感染拡大防止対策をお知らせしますのでご確認下さい。(4月1日現在)

★主な感染症対策【共通事項】

- ・マスクの着用、手指の消毒、間隔の確保など、基本的対策を徹底します。
- ・会場入口で来場者全員(演者・観客)の検温を実施し、発熱のある方はご入場をお断りします。
- ・検温済みの方にはリストバンドを交付し、一目で判別できるようにします。
- ・参加者については、全員に健康チェックシートの提出を義務付けます。
- ・不特定多数の人が触れる部分については、係員が定期的に消毒します。

★しげさ踊りパレードでの対策

- ・踊りの参加者は**隠岐の島町内の方に限ります**。町外からの参加はありません。
- ・踊りの隊列は左右2m(子ども1m)、前後2mずつ間隔を空けて行進します。
- ・屋台の列には足元にマークを設け、間隔を空けて並ぶこととします。
- ・屋台同士の間隔を広く取って配置します。
- ・イベント会場は飲食禁止とし、屋台での飲食物は必ず持ち帰ることとします。

★隠岐しげさ節全国大会での対策

- ・客席の定員を通常の半数とし、出場者は客席に立ち入らないこととします。
- ・出場者から同意書を取り、**緊急事態宣言等が発令された地域の方**や健康チェックシートを**提出しない方**の参加を**お断りします**。
- ・受付時間を分割し、受付周辺での混雑緩和を図ります。
- ・大会終了後の「しげさ交流会」は行いません。
- ・ステージ周辺に待機する人数を減らし、密な状態とならないようにします。
- ・入場券は原則として前売券のみとします。
- ・観客は入場券の半券に「氏名・連絡先」を記入していただきます。
- ・唄のマイクとスタンドは、人が入れ替わるたびにふき取り消毒を行います。

今後も感染症対策の見直しを随時行い、開催可否を判断します

▼島まつり実行委員会：各種お問い合わせ窓口▼

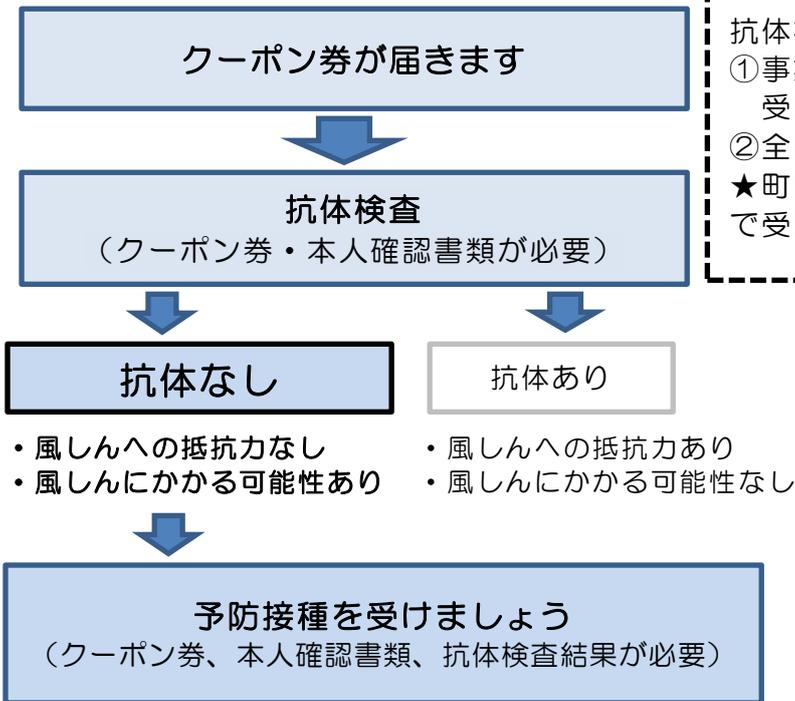
*島まつり全般/しげさ踊りパレード→隠岐の島町観光協会 TEL 2-0787

*隠岐しげさ節全国大会→隠岐の島町役場商工観光課 TEL 2-8575

大人の風しん対策のご案内

2019年度から、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性には順次クーポン券を配布しています。
まだ受けていない方は、クーポン券を使用して、風しん抗体検査・予防接種を2022年3月まで無料で受けることができます。

◎抗体検査・予防接種までの流れ～



抗体検査は、

- ①事業所健診や特定健診の機会に、その場で受けることができます。
 - ②全国の医療機関等で受けることもできます。
- ★町内では、島根県環境保健公社・各医療機関で受けることができます。

妊婦が感染すると、産まれてくる子どもに障がい（先天性風しん症候群）が生じる可能性があります。妊婦を感染から防ぐため、抗体検査・予防接種を受けましょう！！



お知らせ

○2019年、2020年にお送りしたクーポン券についても、有効期限が延長となりました。2022年3月まで使えます。

券種	抗体検査券	1
請求先	〇〇県〇〇市	123456
発券No	0123456789	有効期限 2020年03月

有効期限が 2020、2021年3月と表示されていても、2022年3月まで使えます。

【クーポン見本】

○再発行も可能ですので、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 隠岐の島町役場 保健福祉課 健康係 電話08512-2-8562

高齢者肺炎球菌予防接種費用助成のご案内

保健福祉課では、高齢者肺炎球菌の予防を目的に定期予防接種費用助成を行っています。

【助成対象者】

隠岐の島町に住所を有し、

- ①令和3年度内に、65・70・75・80・85・90・95・100歳となる方
- ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障がい、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいを有する方

※これまでに一回でも接種をしたことのある方は定期予防接種の対象となりません。

※個別通知は行いません。



◎助成金額 一人当たり1回 3,000円

◎助成の対象となる接種期間・場所

■接種日：令和3年4月1日～令和4年3月31日

■接種場所：医療機関（かかりつけ医でご相談ください）

◎申請受付期間

■令和3年4月1日（木）～令和4年4月8日（金）

◎助成手続きの手順

① 接種費用を全額医療機関に支払ってください。

② 後日、役場保健福祉課・支所窓口で

交付申請してください。

（必要書類：印鑑・領収書・診療明細書・振込先金融機関通帳・予診票）

＜令和3年度 定期予防接種 対象者＞

65歳	昭和31.4.2～昭和32.4.1生まれ
70歳	昭和26.4.2～昭和27.4.1生まれ
75歳	昭和21.4.2～昭和22.4.1生まれ
80歳	昭和16.4.2～昭和17.4.1生まれ
85歳	昭和11.4.2～昭和12.4.1生まれ
90歳	昭和6.4.2～昭和7.4.1生まれ
95歳	大正15.4.2～昭和2.4.1生まれ
100歳	大正10.4.2～大正11.4.1生まれ

脳検診費用助成のご案内

保健福祉課では、生活習慣病の予防を推進するために、隠岐病院が行う脳検診に対する費用助成を行っています。

受付期間：5月12日（水）から31日（月）まで
※予約者が150名になり次第受付終了

今年度は予約先が
役場 になります！

予約先：隠岐の島町役場

保健福祉課 健康係（2-8562）もしくは 町民課 国保年金係（2-8560）

※受付時間：平日 8時30分～17時15分

◎助成までの流れ

①役場へ電話予約

平日8時30分～17時15分

※隠岐病院診察券（お持ちの方のみ）のカルテNoを電話にて確認します。

②役場保健福祉課窓口で
証明書発行

※印鑑・保険証をご持参ください。
※検診日時決定後、受診日までに
証明書発行の手続きにお出かけ
ください。

◎助成対象者：①と②の両方の条件を満たす方

- ①隠岐の島町に住所を有する40歳以上75歳未満の方
（昭和22年4月1日～昭和57年3月31日までに生まれた方）
- ②令和元年度、2年度に脳検診費用助成を受けていない方

◎助成金額等

個人負担： 8,580円 検診当日必要です。

助成金額：17,200円

（助成金は直接役場から病院に支払われます）



脳検診の項目の中に特定健診の内容が含まれています。特定健診を受診されると、脳検診は受診できませんのでご注意ください。

第15回
隠岐の島
 ウルト라마ラソン
 2021.6.20(日)開催
 一般ボランティアスタッフ
 を募集します

「第15回 隠岐の島ウルトラマラソン」の大会運営をお手伝いしていただくボランティアスタッフを募集します。皆様のご協力をお願いいたします。

※4月中旬に、感染症の状況等を見極め、大会開催可否を判断します。その後においても、状況に応じ、随時大会開催可否を判断します。

●募集内容
 ・募集対象 18歳以上
 ・業務内容 ①走路員(選手の走路確保・交通整理等) ②給水所スタッフ
 ・支給品 感染症対策防護具、スタッフTシャツを予定
 ・申込期限 4月23日(金)
 ・申込方法 下記の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、大会事務局へFAX、またはメールでお申し込みください。

※申込用紙は大会ホームページからダウンロードもできます。

●お申込及びお問い合わせ先
 隠岐の島ウルトラマラソン大会事務局
 (隠岐の島町役場商工観光課内)
 電話 2-8575

キリトリ

隠岐の島ウルトラマラソン大会事務局行き (FAX:08512-2-3302)

隠岐の島ウルトラマラソンボランティアスタッフ申込用紙

フリガナ		性別	生年月日	年齢
氏名		男・女	年 月 日生	歳
住所	〒 ー ー ー ー ー ー 隠岐の島町			Tシャツ希望サイズ
	S・M・L・LL 3L・4L			
電話番号 (自宅)	ー ー ー ー	携帯電話	ー ー ー ー	
希望活動内 容	走路員 ・ 給水所係			
ウルトラマラソンボラン ティア経験の有無	有 ・ 無	※有りの場合その内容 走路員・給水所係・受付・その他 ()		
注 意 項	1. 新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対応をしていただくよう、後日マニュアルをお渡しします。また、必要となる防護具は支給します。 2. ボランティア活動内容については、居住地区等を考慮して配置しますが、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。 従事時間については、場所によって異なります。 開始時間は場所によっては早朝4時30分～5時00分頃となる場合もあります。 また、終了時間は遅い場所で19時30分～20時00分頃になります。 3. 活動時間帯によっては昼食を支給します。 4. 活動場所までの交通手段等は各自でお願いします。 5. ボランティア活動中の事故・傷病への補償は大会実行委員会が加入する保険の範囲内で対応するものとします。 【個人情報の取り扱いについて】 主催者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を厳守し、主催者の個人情報保護方針に基づき、個人情報を取り扱います。申込書に記載いただいた情報は、大会関連情報の通知、案内等に利用します。			

令和3年度軽自動車税(種別割)について

令和3年度の納期限は**5月31日(月)**です。軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在に軽自動車などの所有者として登録されている方に課税されます。納付には、口座振替が便利です。ぜひ、ご利用ください。令和3年度の軽自動車税(種別割)の税率は次のとおりです。

1. 三輪及び四輪の軽自動車 (新車新規登録の時期により、適用される税率が異なります)

車種		新車新規登録が		
		H20.4.1以降 旧税率※1	H20.3.31以前 重課税率※2	H27.4.1以降 標準税率※3
軽自動車三輪		3,100円	4,600円	3,900円
軽自動車 四輪乗用	自家用	7,200円	12,900円	10,800円
	営業用	5,500円	8,200円	6,900円
軽自動車 四輪貨物	自家用	4,000円	6,000円	5,000円
	営業用	3,000円	4,500円	3,800円

【※1】初年度検査年月(車検証に記載があります)から13年目までの車輻には、旧税率が適用されます。

【※2】初年度検査年月から13年を経過した車輻には、重課税率が適用されます。

【※3】平成27年4月1日以降に新規登録された車輻には、標準税率が適用されます。

2. 環境性能の優れた車両のグリーン化特例(軽課税率)

令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)に最初の新規登録をした軽四輪車等のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両について、令和3年度の軽自動車税(種別割)を、下表のとおり軽減します。

達成基準 車種		電気・天然ガス	H17年排ガス基準75%低減達成(★★★★)	
			【乗用】R2年基準+30%達成 【貨物】H27年基準+35%達成	【乗用】R2年基準+10%達成 【貨物】H27年基準+15%達成
軽自動車三輪		1,000円	2,000円	3,000円
軽自動車 四輪乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
軽自動車 四輪貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	営業用	1,000円	1,900円	2,900円

○達成基準については車検証の備考欄に記載があります。

○グリーン化特例(軽課税率)は初年度検査年月の翌年度のみ適用となります。

【注1】平成31年度税制改正により、令和3年4月1日～令和5年3月31日までに初年度検査を受けた自家用乗用車については、電気自動車に限り、概ね75%軽減します。

3. 原動機付自転車等

車種		令和3年度税率	車種		令和3年度税率
原動機付自転車	～50cc以下	2,000円	二輪の小型自動車	250cc超～	6,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円	ミニカー		3,700円
	90cc超～125cc以下	2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円
軽自動車二輪	125cc超～250cc以下	3,600円		その他	5,900円

○小型特殊自動車の農耕作業用とは

乗用型で最高速度35km/h未満の農耕トラクター、コンバイン、農業用薬剤散布車、田植え機などを指し軽自動車税(種別割)の課税対象となります。たとえ道路を走行しなくてもこれらを所有している方は、軽自動車税(種別割)の申告手続きをして標識(ナンバープレート)の交付を受ける必要があります。

◆問合わせ先 役場 税務課住民税係 電話2-8574